

## 長時間労働と過労死

本日の講義のポイント

働く者の命と健康を守るために、就職前に知ってほしいこと

2015 5 12

弁護士 川 人 博

- 1 深刻な過労自殺
  - ・勤務に関連する自殺
  - ・中高年男性正社員のみならず、若者・女性へのひろがり
- 2 電通事件最高裁判決（2000・3・24）
  - ・常軌を逸した長時間労働
  - ・企業の責任（安全配慮義務）
- 3 日研化学事件東京地裁判決（2007・10・15）
  - ・人間性を否定するハラスメントの実態
- 4 20代・30代にひろがる過労死・過労自殺
  - ・数多くの遺書が意味するもの
- 5 就活前、就職前に勉強してほしいこと
  - ①職場の実態を知る  
会社広報だけでなく・・・
  - ②ワークルールを知る  
命に直結するルール違反  
36協定・退職の自由・・・・・・・・
- 6 健康的な職場を実現するために
  - ・日本経済の健全な回復のためには、健康な職場が不可欠である  
「健康経営」の大切さ その実践例  
残業を減らし、ワークライフバランスを追求している会社もある  
使用者の経営姿勢の転換、労務管理の改善
  - ・働く側の意識改革も大切
  - ・労働組合の役割
  - ・専門家の役割
  - ・立法・行政の役割
  - ・「過労死防止法」の成立と施行

\*参考文献 『過労自殺 第2版』（川人博著）（岩波新書・2014年）  
『就活前に読む－会社の現実とワークルール』  
（川人博外共著）（旬報社・2011年）